

死刑と無期刑の間

「終身刑の導入と死刑廃止について考える」



「・・・被告人の刑事責任は誠に重大であり、被告人に対しては極刑をもって臨まざるを得ない。被告人を死刑に処する。」

死刑判決を受けた者は、刑事施設内に拘置され、数年後に施設内で絞首して執行されます。

他方で、最高法規である憲法は、残虐な刑罰を絶対的に禁止しています。

裁判員裁判が始まり、一般の人でも目の前の被告人を裁く、時には死刑の選択に直面することもあります。

大阪弁護士会では、死刑制度の問題点について皆様と一緒に考えたいと思います。

多数の方のご参加をお待ちしております。



【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

内容

1. 日弁連の死刑廃止検討委員会の報告
小林 修 氏(日弁連死刑廃止検討委員会 委員長代行)

2. パネルディスカッション

〈第一部〉 制度論

◆パネリスト

浜井 浩一 氏(龍谷大学 教授)

石塚 伸一 氏(龍谷大学 教授)

他1名(予定)

～中間報告～

「死刑相当事件の犯罪被害者の経済的支援について」

杉本 吉史 (犯罪被害者支援委員会 委員)

〈第二部〉 現状論

◆パネリスト

永田 憲史 氏(関西大学准教授)

安田 好弘 氏(第二東京弁護士会所属 弁護士)

後藤 貞人 (裁判員制度大阪本部 総括副本部長)

参加費無料
事前申込不要

2013. **3.16** (土) 12:30～17:00

- 大阪弁護士会 10階 1001・1002
- 主催：大阪弁護士会、共催：日本弁護士連合会
- お問合せ先：大阪弁護士会 委員会部 人権課
(TEL 06-6364-1227)